

社会福祉法人 紫 水 会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 紫水会（以下「本法人」という。）定款第八条及び 第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、定款第八条及び 第二二条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第 3 条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務で出張する場合には、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附 則 1. この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。